

○茂原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則

平成29年3月31日茂原市規則第11号

茂原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、茂原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成29年茂原市条例第14号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(不適合建築物、敷地等の届出)

第2条 条例第12条の規定の適用を受ける建築物の所有者等は、当該建築物又は土地に係る不適合建築物・敷地等台帳（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(許可の申請等)

第3条 条例第13条の規定による許可を受けようとする者は、許可申請書（別記第2号様式）の正本及び副本に建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第1条の3に規定する付近見取図、配置図、各階平面図、立面図及び断面図並びに申請理由書その他市長が必要と認める図書を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請に基づき許可をしたときは、許可通知書（別記第3号様式）に、同項の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による申請に基づき許可をしないときは、許可しない旨の通知書（別記第4号様式）に、同項の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

(許可内容の変更)

第4条 建築許可を受けた建築物の建築主は、その許可を受けた内容を変更しようとするときは、前条第1項の規定に準じて市長の許可を受けなければならない。ただし、市長が既に許可を受けた事項の範囲内であると認めてその変更を承認したときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定による承認を受けようとする者は、設計変更承認申請書（別記第5号様式）の正本、副本及び許可通知書に、当該変更に係る図書を添えて、市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、設計変更承認通知書（別記第6号様式）に同項の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

(名義変更届)

第5条 建築許可を受けた建築物の建築主に係る工事が完了する前に当該建築物の建築主の変更があったときは、変更前の建築主と変更後の建築主は連署して名義変更届（別記第7号様式）に許

可通知書を添えて、市長に届け出なければならない。建築主の住所、氏名等に変更があったときも同様とする。

2 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、名義変更通知書（別記第8号様式）により当該届出者に通知するものとする。

（申請の取下げ届）

第6条 第3条第1項の規定により許可申請書を提出した者が、市長が許可等の処分をする前に申請を取り下げようとするときは、取下げ届（別記第9号様式）により市長に届け出なければならない。

（工事の取りやめ届）

第7条 建築許可を受けた建築物の建築主は、当該建築物の工事を取りやめたときは、取りやめ届（別記第10号様式）に許可通知書を添付して、市長に届け出なければならない。

（許可の取消し）

第8条 市長は、建築許可が虚偽の申請その他不正の行為によるものであることが判明したときは、当該許可を取り消すことができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記第1号様式（第2条）

不適合建築物・敷地等台帳

※ 確認番号・確認年月日		第 号 年 月 日			
建 築 主	住 所	〒 電話 ()			
	氏 名				
所 在 地					
地区計画の区域の名称					
不 建 築 適 物 概 合 要	不 適 合 の 条 項	条例第 条第 項			
	用 途				
	構 造 ・ 階 数	造 階建			
	基 準 時 年 月 日	現 在	工 事 に 伴 う 除 去 部 分	申 請 部 分	合 計
敷 地 面 積					
建 築 面 積					
延 べ 面 積					
備 考					

(注) 1 ※欄には、記入しないでください。

2 「基準時」とは、 年 月 日以後で、初めて不適合となった日をいう。

第2号様式 (第3条第1項)

許 可 申 請 書
(第一面)

茂原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第13条の規定による許可を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

(宛先) 茂原市長

年 月 日

申請者 住所
氏名 印
(法人にあつては主な事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

【1. 申請者】

【イ.氏名のフリガナ】

【ロ.氏名】

【ハ.郵便番号】

【ニ.住所】

【ホ.電話番号】

【2. 設計者】

【イ.資格】 ()建築士 ()登録第 号

【ロ.氏名】

【ハ.建築士事務所名】 ()建築士事務所()知事登録第 号

【ニ.郵便番号】

【ホ.所在地】

【ヘ.電話番号】

【3. 地区計画の区域の名称】

※ 受 付 欄	※ 決 裁 欄	※ 許可番号欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員印		係員印

(第二面)

建築物及びその敷地に関する事項

【1.地名地番】	
【2.住居表示】	
【3.防火地域】 <input type="checkbox"/> 防火地域 <input type="checkbox"/> 準防火地域 <input type="checkbox"/> 指定なし	
【4.その他の区域、地域、地区、街区】	
【5.道路】	
【イ.幅員】	m
【ロ.敷地と接している部分の長さ】	m
【6.敷地面積】	
【イ.敷地面積】	(1)()()()() (2)()()()()
【ロ.用途地域等】	()()()()
【ハ.建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】	()()()()
【ニ.建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建ぺい率】	()()()()
【ホ.敷地面積の合計】	(1) (2)
【ヘ.敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】	
【ト.敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】	
【チ.備考】	
【7.主要用途】(区分)	
【8.工事種別】	
<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> 大規模の修繕 <input type="checkbox"/> 大規模の模様替	
【9.建築面積】 (申請部分)(申請以外の部分)(合計)	
【イ.建築面積】	()()()
【ロ.建ぺい率】	%
【10.延べ面積】 (申請部分)(申請以外の部分)(合計)	
【イ.建築物全体】	()()()
【ロ.地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】	()()()
【ハ.エレベーターの昇降路の部分】	()()()
【ニ.共同住宅の共用の廊下等の部分】	()()()
【ホ.自動車車庫等の部分】	()()()
【ヘ.備蓄倉庫の部分】	()()()
【ト.蓄電池の設置部分】	()()()
【チ.自家発電設備の設置部分】	()()()
【リ.貯水槽の設置部分】	()()()
【ヌ.住宅の部分】	()()()
【ル.老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】	()()()
【ヲ.延べ面積】	m ²
【ワ.容積率】	%

許 可 通 知 書

第 号
年 月 日

様

茂原市長 印

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 建築場所
- 3 建築物又はその部分の概要
- 4 地区計画の区域の名称

上記による許可申請書及び添付図書に記載の計画について、茂原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第13条の規定により、下記の条件を付して許可したので通知します。

記

条件：

(注意) この通知書は、大切に保存しておいてください。

第4号様式 (第3条第3項)

許可しない旨の通知書

第 号
年 月 日

様

茂原市長 印

別添の許可申請書及び添付図書に記載の計画については、下記の理由により茂原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第13条による許可をしないこととしたので、通知します。

記

(理由)

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して3か月以内に茂原市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、茂原市を被告として(訴訟において茂原市を代表する者は茂原市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第5号様式（第4条第2項）

設計変更承認申請書

年 月 日

(宛先) 茂原市長

申請者 住所
氏名 印
〔 法人にあつては主な事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年 月 日付け 第 号で許可された申請書について、次のとおり設計変更したいので、茂原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則第4条第2項の規定により申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

建築主	氏 名			
	住 所	〒	電話 ()	
設計者	資 格	()建築士()登録第	号	
	住 所	〒	電話 ()	
	氏 名			
	建築士事務所名 事務所登録	()建築士事務所()知事登録第	号	
地名 地番				
地区計画の区域の名称				
変更内容	変更前の計画	変更後の計画	理由	
※ 受付欄		※ 決 裁 欄		※ 承認番号欄
年 月 日				年 月 日
第 号				第 号
係員印				係員印

- (注意) 1. ※印のある欄は記入しないでください。
2. 申請者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
3. 許可通知書及び変更図書を添付してください。

第6号様式 (第4条第3項)

設計変更承認通知書

第 号
年 月 日

様

茂原市長 印

年 月 日付けで申請があった下記許可に係る設計変更承認申請については、承認しましたので、茂原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則第4条第3項の規定により通知します。

記

- 1 許可年月日及び番号 年 月 日 第 号
- 2 建築場所
- 3 地区計画の区域の名称

(注意) この通知書は、大切に保存しておいてください。

第7号様式 (第5条第1項)

名 義 変 更 届

年 月 日

(宛先) 茂原市長

届出者 住所
氏名 印

下記のとおり建築主に変更があったので、茂原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則第5条第1項の規定により届け出ます。

記

建 築 主	新	氏 名	印
		住 所	〒 電話 ()
	旧	氏 名	印
		住 所	〒 電話 ()
許 可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号		
地 名 地 番			
地区計画の区域の名称			
備 考			
※ 受 付 欄	※ 決 裁 欄		
年 月 日			
第 号			
係員印			

- (注意) 1. ※印のある欄は記入しないでください。
 2. 新旧の建築主が連署して提出してください。
 3. 旧建築主の印は、許可申請書に押印したものと同一のものとしてください。
 4. 許可通知書を添付してください。

第8号様式 (第5条第2項)

名 義 変 更 通 知 書

第 号
年 月 日

様

茂原市長 印

年 月 日付けで届出があった下記の名義変更については、受理したので、
茂原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則第5条第2項の規
定により通知します。

記

- 1 許可年月日及び番号 年 月 日 第 号
- 2 建築場所
- 3 地区計画の区域の名称
- 4 建築主

新	氏 名	
	住 所	〒 電話 ()
旧	氏 名	
	住 所	〒 電話 ()

(注意) この通知書は、大切に保存しておいてください。

第9号様式 (第6条)

取 下 げ 届

年 月 日

(宛先) 茂原市長

届出者 住所
氏名 印

下記のとおり提出した許可申請書を取り下げたいので、茂原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則第6条の規定により届け出ます。

記

建 築 主	氏 名	
	住 所	〒 電話 ()
代 理 者	氏 名	
	住 所	〒 電話 ()
許可申請日及び番号	年 月 日 第 号	
地 名 地 番		
地区計画の区域の名称		
建 築 物 の 主 要 用 途		
取 下 げ 理 由		
※ 受 付 欄	※ 決 裁 欄	
年 月 日		
第 号		
係員印		

(注意) 1. ※印のある欄は記入しないでください。

2. 届出者は、建築主となります。

3. 届出者の印は、許可申請書に押印したものと同一のものとしてください。

4. 届出者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

第10号様式 (第7条)

取 り や め 届

年 月 日

(宛先) 茂原市長

届出者 住所
氏名 印

下記の工事を取りやめたので、茂原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則第7条の規定により届け出ます。

記

建 築 主	氏 名	
	住 所	〒 電話 ()
許 可 年 月 日 及 び 番 号		年 月 日 第 号
地 名 地 番		
地区計画の区域の名称		
取 り や め た 理 由		
備 考		
※ 受 付 欄		※ 決 裁 欄
年 月 日		
第 号		
係員印		

- (注意) 1. ※印のある欄は記入しないでください。
 2. 届出者は、建築主となります。
 3. 届出者の印は、許可申請書に押印したものと同一のものとしてください。
 4. 届出者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
 5. 許可通知書を添付してください。